

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	北海道海岸占用料等徴収条例
根拠条項	第4条
許認可等の種類	占用料等の返還 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第4条 知事は、占用の許可又は土砂採取の許可を受けた者が法第12条第2項(法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けたときその他やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該命令を受けた日又は当該命令を受けた日又は当該事由が発生した日の属する年度内に限り、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。
審査基準	「やむを得ないと認められる事由」とは、次に掲げるものであり、占用の許可を受けた方からの申請により、返還することができる。 1 天災地変等の災害等の不可抗力により許可を受けた目的を達成することができなくなったときであること。 2 料金納入後に生活保護法に規定する生活扶助を受けたときであること。 3 公益上の事由で許可目的を果たすことができなかつたときであること。 4 上記2に該当する場合については、申請書に事実を証明するに足る書類(市町村の証明又は民生委員の証明等)を添付していただき、その実態を確認の上承認するものであること。なお、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により提出させることも可とする。
標準処理期間	総期間 20日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号: 011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm) ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から空知、上川を除く。 なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は、調整課財産管理係